

明石市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「甲区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が甲区域、乙区域又はその他区域（甲区域及び乙区域以外の区域をいう。以下同じ。）のうち、2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、甲区域又は乙区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を、甲区域及び乙区域の敷地割合の合計が2分の1以上であるときは甲区域又は乙区域のうち敷地割合が高い方の区域に係る同表の規定をそれぞれ当該特定工場の敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が2分の1を超えるときは同表の規定を適用しない。

2 前項において、甲区域及び乙区域の敷地割合が同じであるとき（その他区域の敷地割合が2分の1を超えるときを除く。）は、甲区域に係る第3条の表の規定を適

用する。

(特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用)

第6条 特定工場の敷地が明石市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(周辺環境への配慮)

第7条 第3条の規定による緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場を設置しようとする者及び設置している者は、緑地の質的な充実、緑化の推進に役立てる活動及び当該特定工場の周辺地域における生活環境の保全に寄与する社会貢献活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

### 附 則

(施行期日)

1. この条例は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2. 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表（附則第2項）

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
甲区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S - G_1 > 0$ <p>のときは <math>G \geq 0.1S - G_1</math> とし、</p> <p><math>0.1S - G_1 \leq 0</math> のときは <math>G \geq 0</math> とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$ <p>のときは <math>E \geq 0.15S - E_1</math> とし、</p> <p><math>0.15S - E_1 \leq 0</math> のときは <math>E \geq 0</math> とする。</p>

乙区 域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.05 - \frac{G_0}{S})$ ただし、	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{E_0}{S})$ ただし、
	$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.05 - \frac{G_0}{S}) > 0.05S - G_1 > 0$	$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{E_0}{S}) > 0.1S - E_1 > 0$
	のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、	のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S -$
	$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 当該既存工場等の敷地面積

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る生産施設で法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうちj業種に属するものの面積

$\gamma_j$  当該既存工場等の生産施設のうち、j業種に相当する施設が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

(提案理由)

本案は、工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積等の敷地面積に対する割合に関する本市独自に適用すべき基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするものである。